令和8年11月2日

# 職員の懲戒処分について

公益財団法人埼玉県下水道公社就業規程の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

## 1 事件の概要

当該職員は、令和８年５月２９日、自家用車で東京都西多摩郡日の出町地内の圏央道外回り付近道路を指定速度毎時80㎞のところ、走行速度毎時131㎞、速度超過毎時50㎞以上の速度超過違反で検挙されたもの。

## 2 処分内容等

（１）対 象 職 員　　担当部長　54歳

（２）処 分 内 容　　減給１月　給料月額の10分の1

（３）処分年月日　　令和8年10月30日

（４）処 分 理 由　　当該職員の行為は、公社の不名誉となる行為であり、公社の信用を傷つけ損害を及ぼすものと認められるので、処分するものである。